

意見書

令和5年10月17日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和5年10月17日に開催した令和5年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より河川事業4箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川事業【再評価対象事業】

15番 いっきゅうかせんあくたがわ
一級河川芥川

15番については、平成30年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、15番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 河川事業【再評価対象事業】

16番 いっきゅうかせんむくがわ
一級河川椋川

16番については、平成30年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、16番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 河川事業【再評価対象事業】

17番 にきゅうかせんあのうがわ 二級河川安濃川

17番については、平成15年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、平成20年度、平成25年度、平成30年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、17番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(4) 河川事業【再評価対象事業】

20番 にきゅうかせんこうのうちがわ 二級河川神内川

20番については、平成30年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、その後全体計画事業費に変更があったことから、再評価を実施する必要性が生じた事業である。

今回、審査を行った結果、20番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。